

飯塚市新生児特別給付金給付事業実施要綱

令和2年12月28日
飯塚市告示第395号

(趣旨)

第1条 国が給付する特別定額給付金の対象とならない新生児に対する臨時的な措置として、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式のもとで、様々な負担や不安を抱えながら妊娠期を過ごし、子育てを開始する家庭への支援策としての給付金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次に掲げる要件を全て満たした新生児と同居している母又は父及び養育者とする。

- (1) 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生していること。
- (2) 出生後最初に飯塚市において住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 第6条第1項の規定による申請をする日まで引き続き住民登録があること。

2 給付金は、前項各号に掲げる要件に該当する者の属する世帯のうち生活保護を受給しているものに対しても支給する。ただし、給付金が生活保護の収入認定の対象となると判断された場合は、支給しない。

(支給の額)

第3条 給付金の額は、新生児1人につき10万円とする。

(支給の方式)

第4条 給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行い、同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

- (1) 口座振込方式 指定口座に振り込む方式
- (2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(支給に関する周知)

第5条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件及び事業の概要について、支給対象者に対し周知を行う。

(支給の申請及び請求)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、新生児特別給付金支給申請書兼請求書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 給付金の申請及び請求は、令和3年5月31日までにしなければならない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書等が提出されたときは、速やかに内

容を確認の上給付金の支給の可否を決定し、支給することを決定したときは、給付金を支給するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、支給対象者としての要件を欠いた者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、期限を定めて給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に必要な申請に係る申請書等の様式、給付金の支給に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。